

買受人の承認に関して

(2024年3月1日現在)

東亜青果株式会社

弊社では、買受人の承認に関して以下の3項を設けています。

1. 卸売業者から卸売を受けようとする者は、開設者の承認を受けなければならない。
2. 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を開設者に提出しなければならない。
 - (1) 氏名、生年月日、名称、商号、住所及び略歴
 - (2) 法人の場合にあっては、資本又は出資の額及び役員の名
 - (3) 営業形態
 - (4) 卸売を受けようとする取扱品目の部類及び月間の買受け見込み高
 - (5) その他必要な事項
3. 開設者は、第1項の承認を受けようとする者が、卸売の相手方として必要な知識、経験及び資力信用を有しない者であるときは、同項の承認をしないものとする。